

豊田市生涯学習審議会会長様

豊田市教育委員会 委員長 豊田 彬子

豊田市生涯学習審議会への諮問について

社会教育法（昭和24年法律207号）第17条第1項第2号及び豊田市生涯学習審議会規則第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

1 諮問事項

(1) 中学校の文化部と地域との連携について

(諮問理由)

中学校の吹奏楽を除く文化系の部活動は、スポーツ系部活動に比べ一般的に活動・活躍の場が少なく、また顧問の教員も専門性を持った方が少ないと思われる。

一方で、地域にはその部活動を支援できる人材や活躍の場を提供できる場合があり、第2次教育行政計画の目指す「地域ぐるみの教育」につなげていくことができる。

学校の文化部と地域の連携の議論を通じ、目指す連携の姿を明確にし、実現に向けてのルール設定など、連携にむけた条件整理を行う。

(2) 生涯学習センター交流館の役割と機能の見直しについて

(諮問理由)

生涯学習センター交流館は、社会教育法第20条に規定される公民館として設置されているが、平成17年4月の市町村合併以降の都市構造の変化、地域の活動拠点としての期待の高まり、市民活動や企業活動の多様化や地域社会の担い手の変化などを踏まえ、交流館のあるべき姿を整理し、利用できる対象範囲など、役割と機能を見直す必要がある。

2 諮問期間

- ・ 諮問事項1 … 本日から平成27年3月31日まで
- ・ 諮問事項2 … 本日から平成26年9月30日まで